

第7節 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

1. 現 況

町内の土砂災害危険箇所では、台風の襲来や集中豪雨の発生等により住民の生命財産に危害が生じるおそれを抱えている。このうち、砂防事業や治山事業により対策工事を実施済みの箇所については、安全な状態に整備がすすんでいるが、すべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、莫大な時間と費用が必要であるため、対策工事のみですべての危険箇所を安全な状態にしていくことは困難である。

2. 計 画

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日公布法律第57号）に基づき、愛知県が指定した土砂災害警戒区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備をすすめていく。また、土砂災害警戒区域の中に指定される土砂災害特別警戒区域について、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進等の対策をすすめていく。

土砂災害の危険の周知については、過去に土砂災害危険箇所マップ（平成15年3月 愛知県作成）を全戸配布することにより危険箇所の周知をした。今後は、土砂災害防災マップ（平成19年3月 愛知県作成）を活用し、引き続き危険箇所の周知をすすめていく。

警戒避難体制の整備については、愛知県が整備した土砂災害情報相互通報システム（電話0569-65-3349）により、住民が土砂災害警戒情報と雨量情報を自ら取得できる体制ができた。今後は、避難所の周知を引続き実施し、避難基準の作成、土砂災害を想定した避難訓練や情報伝達訓練などの取組みをすすめていく。

平成22年度までに土砂災害防止法の区域指定が全町的に完了してくる予定なので、それに基づいて、町内の土砂災害の警戒避難体制を全面的に見直していく。